

教科用図書採択地区における中学校で使用する教科用図書の採択基準（案）

平成 28 年度中学校において使用する教科用図書の採択にあたっては、下記の基準によるものとする。

記

- 1 採択の公正確保を期すること。
- 2 教科用図書調査研究委員会は、開かれた採択に努めるとともに、教科書展示会において見本本についてのコメントを求めるなど、保護者の声を参考にすること。
- 3 中学校学習指導要領（平成 20 年 3 月 28 日 文部科学省告示第 28 号）の趣旨を踏まえること。
- 4 本市における従前の採択教科用図書の使用結果を適正に評価するとともに、中学校教育の実情を十分勘案すること。
- 5 県教育委員会が作成する「平成 28 年度使用中学校用教科書選定に関する参考資料」を活用すること。
- 6 採択事務の遂行に当たっては、教科用図書の内容についての十分な調査研究を行うこと。